

## 岡山市有料老人ホーム立入検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第13項に規定する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

### (基本方針)

第2条 立入検査は、法第29条第1項に規定する有料老人ホームを岡山市内に設置し運営する者（以下「事業者」という。）に対し有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容、入居者保護に関する事項等について周知徹底するとともに、岡山市有料老人ホーム設置運営指導指針、国通知等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを目的として実施する。

### (対象者)

第3条 立入検査の対象者は、事業者とし、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け老計発第0320001号及び同日付け老振発第0320001号）に基づき、既に、岡山市内に有料老人ホームを設置又は運営しているが、岡山市長（以下「市長」という。）への有料老人ホーム設置届の提出を行っていないものも含むものとする。

### (実施方法)

第4条 立入検査を行うときは、あらかじめ有料老人ホームの設置者又は管理者に対し、立入検査日時及び立入検査職員の職氏名を通知するものとする。ただし、事前に通知することにより立入検査の成果が得られないと見込まれる場合等には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

2 立入検査を行うときは、「岡山市有料老人ホーム立入検査事前提出資料」（様式第1号）を、原則として立入検査日の2週間前までに提出させるものとする。ただし、前項の規定により、あらかじめ通知を行わない場合はこの限りでない。

3 立入検査は、原則として当該有料老人ホーム又は設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）の事務所において、当該有料老人ホームの責任者立会のもとに行う。

4 立入検査は、原則として職員2名以上で行う。

5 立入検査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

(実施計画の作成)

第5条 立入検査は、原則として別表に定めるところにより実施するものとする。ただし、苦情、問題の発生等により必要があると認められた場合は、この限りではない。

2 毎年度当初に実施計画を策定する。

3 立入検査の結果により是正又は改善を要する事項としての指摘を行った場合において、引き続き立入検査を実施する必要があると認めるときは、第1項の規定に関わらず、翌年度においてもこれを行うことができる。

(検査事項)

第6条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 施設の管理・運営状況

(2) 居室の状況

(3) 職員の配置状況

(4) 介護サービスの実施状況並びにその記録の作成及び保存の状況

(5) 運営懇談会の開催状況

(6) 情報開示の状況

(7) 前回の立入検査に基づく指示事項の改善状況

(8) その他必要と認められる事項

(検査結果の措置)

第7条 立入検査職員は、立入検査の終了後、有料老人ホームの責任者及び当該施設の関係職員の出席を求め、立入検査の結果について講評を行い、後日に文書指導を行う事項を含め、口頭により指導を行うものとする。

2 立入検査職員は、立入検査結果を取りまとめ、速やかに市長に復命を行うものとする。

3 立入検査の結果、改善又は是正を要すると認められる事項があるときは、当該有料老人ホームの設置者又は管理者に対し、原則として立入検査後60日以内に、当該改善すべき事項を通知するとともに、その改善状況について「岡山市有料老人ホーム立入検査報告書」(様式第2号)により報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認する等の措置を講ずるものとする。

(検査台帳の整備等)

第8条 過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な指導を行うため、「岡山市有料老人ホーム検査台帳」(様式第3号)を整備し、常に検査結果及び改善状況等を把握しなければならない。

2 立入検査職員は、立入検査の結果を、立入検査を行った翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施 設 類 型	立 入 検 査
①住宅型有料老人ホーム	概ね2年に1回
②サービス付き高齢者向け住宅	概ね2年に1回